

玉里運動公園指定管理者募集要項

令和8年8月

小美玉市教育委員会

スポーツ推進課

目 次

1	指定管理施設の概要	1
2	指定管理者の指定期間	2
3	指定管理者が行う業務概要	3
4	経費に関する事項	2
5	責任分担	3
6	資格要件	3
7	指定管理者選定スケジュール	4
8	申請等の手続き	4
9	指定管理者の選定	5
10	申請者に対する聴き取り調査	7
11	指定管理者の指定	7
12	協定の締結	7
13	モニタリングの実施	8
	別表	9

玉里運動公園指定管理者募集要項

小美玉市（以下「市」という。）では、玉里運動公園（小美玉市玉里海洋センターを含む）（以下「運動公園」という。）の効率的かつ効果的な管理運営とサービスの向上に取り組むため、地方自治法（昭和22年法律第67号）、小美玉市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年小美玉市条例第171号。以下「手続条例」という。）に基づき、下記のとおり指定管理者の候補者を公募します。

1 指定管理施設の概要

（1）名 称 玉里運動公園

愛 称 タスパ ジャパンミート パーク

所在地 小美玉市栗又四ケ2315-1

①野球場

敷地面積 15,224㎡

施設概要 鉄筋コンクリート・鉄骨造（一部PC・盛土）
グラウンド両翼線91m、中堅線120m

②多目的広場

敷地面積 23,290㎡

施設概要 一般用サッカーコート2面又は少年用（8人制）サッカーコート4面

少年野球場1面（B面）

夜間照明設備 6基（A面）

放送設備 1式

備品庫 2棟

ウォーキングコース（施設外周路2コース）

倉庫棟 1棟

③テニスコート

敷地面積 2,677㎡

施設概要 全天候型4面（砂入り人工芝）
夜間照明設備 4面分

④子ども広場

施設概要 各種遊具 1式

（2）名 称 玉里B&G海洋センター

所在地 小美玉市栗又四ケ2406-4

①体育館

床面積 1,182㎡

施設概要 鉄筋コンクリート・鉄骨造

バスケットボール1面

バレーボール（6人制）2面、バレーボール（9人制）1面

トレーニングルーム 476㎡

ミーティングルーム 62㎡

②プール（休止中）

床面積 1, 416 m²

施設概要 25m×6コース、幼児用プール、
男女更衣室、更衣用ロッカー、ビート板、フロア台、フローター等

③艇庫（休止中）

床面積 196.2 m²

施設概要 カヌー、OPヨット、ライフジャケット、施設管理機器等

④管理事務所

施設概要 事務室、会議室、機械室（受水槽、ボイラー、プールろ過機等）
備品倉庫等

2 指定管理者の指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日（5年間）

ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、この指定の期間内であっても、小美玉市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第10条の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

3 指定管理者が行う業務概要

- （1）運動公園の管理運営及び利用の許可に関する業務
- （2）運動公園の施設、設備、物品等の維持管理に関する業務
- （3）小美玉市都市公園条例第21条の3に規定される業務
- （4）市民のスポーツ振興、健康増進及び施設の利用促進を図るための自主事業の実施
- （5）その他、玉里運動公園指定管理業務仕様書のとおり

4 経費に関する事項

（1）指定管理料

指定管理料は、指定管理施設の管理運営に要する経費の総額から利用料金収入見込額を差し引いた額を基準とし、各会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに予算の範囲内で支払います。

指定管理料の参考基準価格は、年額31,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とします。

なお、指定管理料の具体的な金額及び支払時期は、市と指定管理者が協議の上、年度協定で定めるものとします。

（2）指定管理者の収入

指定管理施設の管理運営にあたっては、利用料金制度を採用し、指定管理者は徴収した利用料金を自らの収入とすることができます。

（3）指定管理料及び修繕費の精算

指定管理者が市の仕様書に基づき指定管理業務を実施する中で、利用料金収入の増加や経費の節減など、指定管理者の経営努力により生じた余剰金については、原則として精算による返還を求めないものとします。ただし、過大な積算その他指定管理者の経営努力によらない理由により余剰金が生じた場合は、この限りで

はありません。

なお、施設等の修繕については、1件当たりの修繕費が30万円以下のものを指定管理者の負担により実施するものとし、指定管理者が負担する修繕費の上限額は各年度150万円とします。年度終了時において修繕費の執行額が上限額に満たない場合は、その差額を市へ返還するものとしします。

(4) 自主事業

自主事業については、指定管理者の自主採算により実施するものとし、事業により生じる収入はすべて指定管理者の収入とします。

(5) 指定期間中の施設の工事・修繕等

指定期間中に施設の改修工事等を実施する可能性があります。工事の実施により収支予算の策定や施設運営に影響を及ぼす場合は、実施の可否や具体的な内容が決まり次第、指定管理者と協議します。

5 責任分担

市と指定管理者の責任分担は原則として別表「責任分担表」のとおりとします。ただし、責任分担表に定めのない事項については、市と指定管理者において別途協議するものとしします。

6 資格要件

(1) 申請者は、県内に本社又は本社機能を置く「法人その他の団体」（法人格の有無は問いませんが、個人での申請はできません。）又は「複数の法人その他の団体で構成されるグループ」（以下「共同事業体」という。）で、次の要件のいずれにも該当しないものとしします。

①地方自治体施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されている者

②会社更生法（平成14年法律第154号）第17条又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による手続をしている者

③小美玉市から指名停止措置を受けている者

④暴力団等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの。もしくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）であること又はそれらへの関与が思料される者であること。

⑤国税及び地方税を滞納している者であること。

※共同事業体として応募する場合は、代表する法人又は団体を定めてください。

※共同事業体の構成員のうち応募資格を満たさない者があるときは、応募できません。

※単独で応募した団体が、他の共同事業体の構成員となること及び共同事業体の構成員が他の共同事業体の構成員となることはできません。

(2) 玉里運動公園指定管理者募集現地説明会に出席した法人等

7 指定管理者選定スケジュール

募集要項等の配布期間	令和8年8月7日（金）～9月18日（金）
現地説明会	令和8年8月26日（水）午前10時
質問受付期間	令和8年8月7日（金）～9月4日（金）
質疑回答	随時
申請書類の受付期間	令和8年8月7日（金）～9月18日（金）
一次審査（資格・書類審査）	令和8年9月24日（木）～9月25日（金）
二次審査（プレゼンテーション審査）	令和8年10月6日（火）
結果通知	令和8年10月13日（火）まで
指定管理者の指定（議決）	令和8年12月中旬
基本協定締結	令和9年1月中

8 申請等の手続き

（1）募集要項等の配布

配布期間	令和8年8月7日（金）～9月18日（金）
配布方法	市ホームページに掲載
配布書類	募集要項、仕様書、様式集、資料

（2）現地説明会

日 時	令和8年8月26日（水） 午前10時から
場 所	タスパジャパンミートパーク ミーティングルーム
参加者数	1団体3名以内
内 容	募集条件、業務内容、施設内案内
申込方法	参加を希望される場合は、令和8年8月25日午後5時までに市スポーツ推進課へご連絡ください。
留意事項	現地説明会への参加が申請の条件となります。

（3）質問受付

受付期間	令和8年8月7日（金）～9月4日（金）
提出方法	質問書（別紙1）を市スポーツ推進課へ電子メールで提出してください。なお、件名は「【質問：玉里運動公園】事業者名」としてください。
回答方法	随時市ホームページに掲載

（4）申請書類の提出

受付期間	令和8年8月7日（金）～9月18日（金）
受付時間	午前8時45分～午後4時30分（土・日曜日及び祝日を除く）
申請書類	①指定管理者指定申請書（様式第1号） ②指定管理業務事業計画書（別紙2） ③申請団体の概要（別紙3） ④指定管理業務収支予算書（別紙4） ⑤誓約書（別紙5） ⑥定款又は寄附行為の写し

	⑦登記事項証明書（全部事項証明書） 法人以外の場合は代表者の身分証明書、役員名簿、その他団体の存在を明らかにできるもの。 ⑧法人等決算関係書類 申請の日の属する事業年度の前3事業年度の事業報告書、貸借対照表、損益計算書 ⑨法人等の現年度の事業計画書、収支予算書又はこれらに類するもの ⑩組織・運営・業務概要に関する事項を記載した書類 ⑪役員名簿 ⑫納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税、法人市民税、固定資産税） ⑬類似施設の管理運営実績の内容を記載した書類 ⑭自主事業計画書及び自主事業予算書
留意事項	・応募1団体又は1共同企業体につき、申請は1件とします。 ・審査の必要に応じ、追加資料の提出をお願いする場合があります。 ・申請書類に虚偽又は不正があった場合は、失格となります。 ・申請に関して必要な経費は、すべて申請者の負担とします。 ・申請書類提出後に辞退する場合は、辞退届（別紙6）を提出してください。
提出部数	正本1部 PDFデータ一式（電子メール又はUSBメモリ等） 提出書類はすべてA4サイズ（A3サイズの場合は折込みとする）とし、左綴じファイルに表紙・背表紙を付け、書類ごとにインデックスを作成し書類名を表示すること。 PDFデータ一式についてはすべてA4サイズとする。
提出方法	申請書類一式を市スポーツ推進課（小川総合支所2階）へ提出してください。 電子データの送付時は、送信後、必ず電話により到達確認を行ってください。

9 指定管理者の選定

資格・書類審査及びプレゼンテーションにより、応募団体の能力や提案内容を審査し、指定管理者の候補者（以下、「候補者」という）を選定します。プレゼンテーションについては、小美玉市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）により審査を行います。

（1）一次審査（資格・書類審査）

提出された申請書類により、申請者全員について審査を行います。審査結果は申請者全員に電子メール及び郵送で通知します。また、一次審査通過者には、併せて二次審査の案内を通知します。

（2）二次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）

選定委員会において、提出された書類等によりプレゼンテーション及びヒアリングを行います。プレゼンテーションの時間は、プレゼンテーション 20 分、質疑応答 10 分を目安とします。

(3) 審査基準

審査の項目、配点等の詳細は別紙選定基準を参照してください。100点満点で、6割の60点を最低基準点とします。

(4) 指定管理者候補者の選定

一次審査及び二次審査の結果を踏まえ、小美玉市指定管理者選定委員会において指定管理者候補者を一団体選定します。

(5) 内定等の通知

令和8年10月13日（火）までに、各事業者に順位を通知するとともに市公式ウェブサイト上で公表します。

10 申請者に対する聴き取り調査

市は選定に際して、聴き取り調査を行うことがあります。その場合の日程については後日申請者に連絡します。

11 指定管理者の指定

(1) 指定管理者の指定及び公表

指定管理者候補者は、小美玉市議会の議決を経て、小美玉市が指定することにより指定管理者となります。また、指定管理者については、条例に基づき告示するとともに、市ホームページにて公表します。

(2) 業務開始前の準備協議

選定結果の通知日以降であれば、令和9年4月からの円滑な業務開始を目的として業務の引継を行うことができます。ただし、引継に要する経費は指定管理者が負担し、議会で指定に係る議案が否決された場合でも、それまで負担した準備経費は補償しません。

12 協定の締結

指定管理者の指定後、市と指定管理者は、指定管理業務の細目等について協議のうえ、指定期間における基本的事項を定めた「基本協定」を締結するものとします。

また、年度（4月1日から翌年3月31日）ごとに締結する「年度協定」を締結し、当該年度の指定管理料、その他管理運営に必要な事項を定めます。

なお、協定書に定めのない事項又は協定書の内容に疑義を生じた場合は、改めて協議することとします。

13 モニタリングの実施

市は、指定管理者が行う業務の実施状況を把握し、良好な管理状況を確認するために、毎年1回、モニタリングを実施します。モニタリングの結果、指定管理者の業務が要求水準を維持していないと判断した場合、市は、業務の改善等について必要な指示を行うものとします。

【問い合わせ先】

〒311-3492 小美玉市小川4番地11（小川総合支所2階）

小美玉市教育委員会スポーツ推進課

電 話 0 2 9 9 - 4 8 - 1 1 1 1
FAX 0 2 9 9 - 5 8 - 4 5 2 6
Eメール sports@city.omitama.lg.jp

別表

市と指定管理者における責任分担

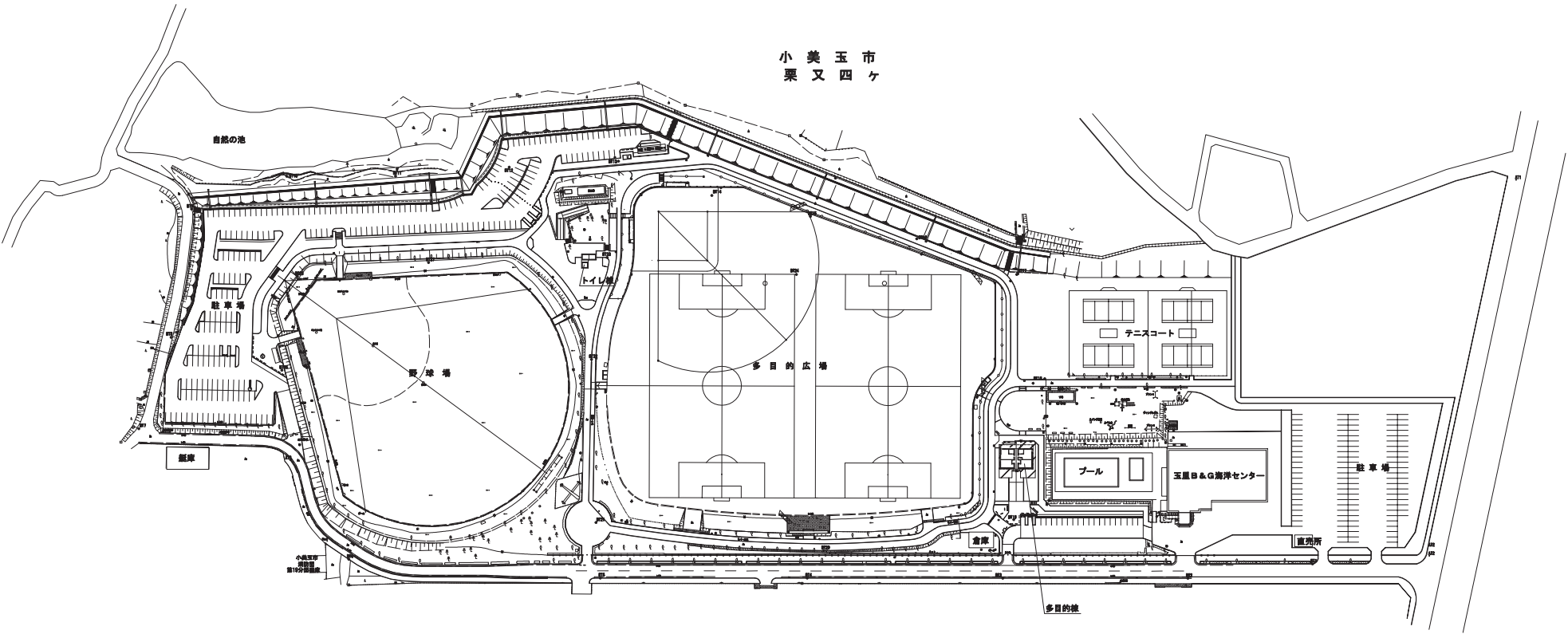
項 目	責任の内容	負 担 者	
		市	指定管理者
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
周辺地域・住民及び施設利用者への対応	地域との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの苦情、要望、訴訟への対応	訴訟については市が対応する。	○
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
税制度の変更	一般的な税制変更		○
	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理費における当該事情による増加経費負担	○	
事業の中止・延期	市の指示によるもの	○	
	指定管理者の事業放棄、破綻等		○
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱、暴動その他の市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
書類の誤り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
施設設備の修繕等	管理上の瑕疵による損傷等の修繕		○
	上記以外の損傷等の修繕	30 万円超（税込）	30 万円以下（税込）
備品の購入	市の方針による更新又は新規導入するもの	○	
	上記以外の場合	30 万円超（税込）	30 万円以下（税込）
施設利用者への損害	指定管理者の責めに帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合		○
	上記以外の場合	○	

第三者への損害	指定管理者の責めに帰すべき事由により周辺住民等に損害を与えた場合		○
	上記以外の場合	○	

全体平面図

S=1/1000 (1/2000)

小美玉市
栗又四ヶ



工事名	玉里運動公園		
図面名	全体平面図		
作成年月日	平成28年3月 公園台帳図		
縮尺	S=1/1000 (2000) ()はA3に縮小時	図面番号	Z-01
工事箇所	小美玉市栗又四ヶ地内		
事業者名	小美玉市		

玉里運動公園指定管理者選定基準

選定基準	評価項目	評価の視点	配点割合
(1)利用者の平等な利用が確保されているものであること (指定手続き等に関する条例第4条第1項)	①施設の設置目的等との整合性	市が示した管理に関する基本的な考え方と提案内容が合致しているか。	平均点 5
		団体の基本的経営理念や運営方針が公の施設の管理運営と適合性かどうか。	
	②利用者の平等な利用の確保	施設における平等利用の確保の方針や取り組み事項について適正か。	平均点 5
		事業内容等が一部の市民、団体に対して不等に利益の制限又は優遇するものになっていないか。	
	③利用者に対するサービス向上	サービス向上、利用促進のための適切な取り組みが提案されているか。(幼児や高齢者、障がい者等)	平均点 5
		利用者のニーズを的確に把握し、管理運営に反映させる提案となっているか。	
(2)施設の効用が最大限に発揮されるものであること (指定手続き等に関する条例第4条第2項)	①施設の最大限効果的な管理運営	利用促進に関する基本的な考え方や自主事業実施の考え方は適切か。	平均点 5
		利用者数の目標設定が適切に考えられているか。また、目標達成のための取り組み内容が適切であるか。	
		効果的な施設や事業の周知・PRなど利用促進を図る具体的提案であるか。	
(3)施設の適正な維持及び管理が図られるものであること (指定手続き等に関する条例第4条第3項)	①施設の適切な維持管理	安全安心な施設管理や災害、事故等に対する体制・対策など適切な施設の維持管理の考え方になっているか。また、記録・報告・評価など効率的な管理運営の方策が提案されているか。	合計点 20
		個人情報保護のための適切な措置がされているか。その他法令の遵守に対する適切な措置がされているか。	
		第三者に対する委託業務の適正確保について、適切に考えられているか。	
		トラブルや苦情処理の対応策について、適切な取り組みが提案されているか。	
(4)施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、または確保できる見込みがあること (指定手続き等に関する条例第4条第3項)	①施設の管理運営に必要な人員配置等	適切かつ安定的な施設の管理運営を行うための組織体制や責任者の配置が考えられているか。	合計点 10
		職員の指導育成、研修体制について適切に計画されているか。また、必要な資格保有者が配置されているか。	
	②団体等の経営の規模及び能力等	施設の収支計画書は適切か。また、事業計画との整合性は図られているか。	合計点 15
		安定的な施設の管理運営を行って行くため、財務状況は良好となっているか。これまで施設の管理運営の実績はあるか。その実績はどうか。	
(5)地域貢献に配慮した効果的な施設の管理運営が行われる見込みがあること (指定手続き等に関する条例第4条第4項)	①地域貢献に関する具体的な方策等	地域や関係団体等との連携や事業展開など具体的提案がされているか。	合計点 10
		施設や周辺地域の良好な環境の保全に対し、適切な取り組みが提案されているか。	
事業評価点			75
(6)事業計画書の内容が、管理の経費の縮減が図られるものであること (指定手続き等に関する条例第4条第2項)	参考基準価格 × 70 提案価格 × 配点		
価格評価点			25
評価点（事業評価点＋価格評価点）			100

最低基準点 60

玉里運動公園収支表（R4～R8）

収入

(円)

科 目	令和4年度 実 績	令和5年度 実 績	令和6年度 実 績	令和7年度 実 績	令和8年度 予 算
指定管理委託料	25,000,000	24,992,000	26,400,000	27,060,000	28,547,000
使用料	2,793,300	2,816,195	3,325,295	3,026,844	3,000,000
諸収入（雑入）	589,267	543,298	559,568	649,672	600,000
自主事業		7,500	413,000	645,000	300,000
計	28,382,567	28,358,993	30,697,863	31,381,516	32,447,000

支出

科 目	令和4年度 実 績	令和5年度 実 績	令和6年度 実 績	令和7年度 実 績	令和8年度 予 算
人件費（責任者）	4,830,000	4,830,000	4,899,000	5,252,964	5,520,000
賃金（臨時）	5,029,478	5,138,588	5,091,228	6,313,020	6,026,000
研修費・旅費	10,220	312,921	16,141	33,294	20,000
需用費	7,366,735	6,853,944	8,843,261	7,072,040	8,856,000
役務費	543,553	635,570	590,217	761,656	651,000
委託料	6,395,127	5,777,531	5,936,296	6,309,564	6,461,000
使用料及び賃借料	801,365	800,925	798,030	755,715	791,000
原材料費	1,301,660	1,220,200	925,400	1,182,267	1,000,000
備品購入費	55,020	130,490		442,140	150,000
管理経費等	1,785,321	2,477,141	3,415,051	3,219,060	2,972,000
計	28,118,479	28,177,310	30,514,624	31,341,720	32,447,000